裁判へのご支援・ご協力を!

2015年06月17日 50号

生活保護制度を良くする会

ニュース

事務局 道 生 連 電 話 011-736-1722 ファックス 011-736-1688 メ - ル <u>seihoyokusurukai</u> @herb. ocn. ne. jp



6月10日の「新・ 人間裁判」第2回口 頭弁論に先立って行 われた地裁前集会で の高澤貞夫さん・美 登里さん(小樽)の原 告代表挨拶を紹介し ます。

小樽の原告を代表し

て、決意を申し上げます。

2年前に不服審査請求をした時は、こんな大きなこと、そして大事なこととは思ってもいませんでした。しかし、学習会に参加する中で、また同時に、今年4月に3回目の引き下げと消費税増税による異常な物価上昇の中で、これは私たちの運動がどんなに大切なものなのかを実感できました。

政府・厚労省は、(住宅扶助基準と冬季加算の) 大幅な引き下げも決めました。私たち生活使用者の生活そのものを極貧層においやろうとしていることは隠せない事実です。たまに孫に小遣いもやれる健康で文化的な生活と云う憲法を守るためのこの裁判を通じて全国民に訴えて、安倍政権を追及していく決意です。皆さんとともに全力で頑張ります。

(定夫さんは寿司職人でしたが、咽頭がんで声帯を切除。「いらっしゃい!」やお客さんとの会話を仕事の糧にしていましたが、それができなくなることが辛くて店を閉じました。医療費の支出が嵩み生活に影響が出始めましたが、知人に「守る会」の会員がおり生活相談を進めてくれました。そして今日に至っています代表挨拶には二人で立って、美登里さんが書いて、定夫さんに見てもらってます。「『守る会』に本当に助けてもらったので、なんでもやります!と言ったら原告の代表を頼まれました。二人で一人前ですが、頑張って行きます」と美登里さん



